



## 一般質問

▲長屋町長▽  
架空請求事件というよりも、公金詐欺事件ということで議員もご承知だと思いますが、今回、それぞれ元職員、書店、刑事上の判決をもって事件は法的には区切りはついたと思っております。  
町として刑事上の起訴金額以外の損害賠償金額を確定させた段階で昨日も議会の全会一致のご承認を得て今後訴訟ということになる。  
先般は我々理事者の減給処分も承認していただいたことで、町の対応には一定の区切りが付いたものと議員各位もご理解いただいたと思っています。  
元職員が裁判の中で「自分でない」とか、言っている証言というのが判決記録に私は見ていません。  
元職員が役場に入府したころ備品が買えないということで消耗品

で適切でない行為で備品を使っていたということは聞いております。少なくとも平成16年以降財政係で消耗品の購入を一括管理するようになってからは、職員はそういう扱いはできない仕組みになっていますし、また無いと私は捉えています。

現在、この事件をきっかけとしてチェック体制が整備されている。

公金詐欺事件全て終了したのかということですが、今回の一連の公金詐欺に係わる刑事事件については終了した。

そして今、民事として損害賠償請求の訴訟をこれから行うという段階であるとお答えをしたい。

▲齊藤企画総務課長▽  
　昨年、旭川地裁に裁判の傍聴をしました。その時の元職員の証言ですが、当時、役場に入った時に必要な物品については請求の品物を変えて物を入れることはできるよということは、既に退職した職員から聞いていたと言っていた。  
　今言ったことが私の記憶している範囲で、他の課云々については記憶にございません。

